

## 武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱

### 前文

武庫川の想定氾濫区域内の人口や資産は、全国の国管理河川の上位クラスと肩を並べており、その中でも下流部築堤区間の沿川は、人口・資産が高度に集積している。そのため、ひとたび堤防が決壊し氾濫すると甚大な被害が予想される。

さらに、近年、地球温暖化に伴う気候変化に起因して集中豪雨が多発している。平成16年10月に但馬地域や淡路地域を襲った台風第23号による災害以降も、平成21年8月の台風第9号による兵庫県西・北部豪雨災害が発生しており、沿川地域に多くの人口・資産が集積している武庫川においても、このような豪雨に備え、洪水に対する安全度の向上を早期に図る必要がある。

一方、これまでの我が国の治水対策は、河道拡幅等の河川改修を進めることにより、流域に降った雨水を川に集めて、海まで早く安全に流すことを基本として行われてきた。しかし、都市化の進展に伴う流出量の増大、氾濫の危険性の高い低平地などへの人口・資産の集積、市街地での河道拡幅の難しさの増大、さらには近年頻発する集中豪雨による極めて大規模な洪水氾濫の危険性の拡大など、通常の河川改修による対応に限界を生ずるようになってきている。

このようなことから、従来の河川改修や洪水調節施設の整備等を基本とする「河川対策」と合わせて、流域内の保水・貯留機能の確保等の「流域対策」及び水害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせた「総合的な治水対策」を推進することが、極めて重要となっている。

こうした認識のもと、「流域対策」及び「減災対策」の基本理念を明らかにし、将来的な全県域における「総合的な治水対策」の展開を考慮しつつ、早期に取組が必要な武庫川水系において「流域対策」及び「減災対策」の推進のため県と流域の各市（以下「流域市」という。）が共同で取り組む方策を定め、もって河川管理者が行う「河川対策」を含めた「総合的な治水対策」を推進するため、この要綱を制定する。

### （基本理念）

- 第1条 総合的な治水対策は、県、流域市、流域の事業者及び住民が連携し、流域が一体となった取組の下で推進されなければならない。
- 2 流域対策は、流域内の保水、貯留機能を確保することで、河川への雨水の流出抑制を促進し、もって河道への負担を極力軽減させることで、県民が安心して生活を営むことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 3 減災対策は、計画規模を上回る洪水や整備途上段階において河川の流下能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避又は軽減を図ること並びに県民生活及び社会経済活動への深刻な被害を回避することを旨として、推進されなければならない。

(総合的な治水対策の推進)

- 第2条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、流域市と連携して武庫川流域における流域対策及び減災対策の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、広報活動その他の活動を通じ、総合的な治水対策の必要性について、流域市と共同して武庫川流域の住民及び事業者の意識の高揚に努めるものとする。

(推進計画の策定)

- 第3条 県は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するために、流域市と共同して、河川対策と連携した流域対策及び減災対策を推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 推進計画は、武庫川水系河川整備計画と整合を図るものとする。

(協議会の設置)

- 第4条 県は、流域市と共同して、推進計画を策定し、河川対策と連携した流域対策及び減災対策を推進するとともに、推進計画の進行管理を行うため、協議会を設置するものとする。

(流域市に対する援助)

- 第5条 県は、推進計画に基づき流域市が流域対策及び減災対策に関する施策を実施するにあたり、当該市に対して技術的助言その他の援助を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月9日から施行する。